

在宅勤務雇用実態証明書に必要な書類

在宅勤務者（労働日の全部またはその大部分について事業所への出勤を免除されるもの）については、その在宅勤務が業務請負や委託契約に基づくものであれば雇用保険の被保険者となりません。所属事業所において勤務する他の労働者と同一の就業規則等の諸規定（その性質上在宅勤務者に適用できない条項を除く）が適用されることが確認できれば、被保険者となることがあります。

この場合は、資格取得のときに雇用保険被保険者資格取得届と在宅勤務雇用実態証明書および下記の確認資料を併せて提出してください。

（既に被保険者資格取得中の場合は、在宅勤務者になった後、速やかに提出してください。）

※ 次の確認資料は、全てコピーで提出してください。

- 就業規則・給与規定・・・10人未満規模の事業所で作成していない場合は不要
- 雇用契約書等・・・・・・・労働条件が確認できる書類
- 賃金台帳・・・・・・・被保険者として在宅勤務開始以降の期間（概ね1ヶ月分）
- 出勤簿（タイムカード）・・・被保険者として在宅勤務開始以降の期間（概ね1ヶ月分）
- 労働者名簿・・・・・・・社員名簿、人事記録カード等（労働基準法第107条）

☆ 確認のため、必要に応じてこの他の資料をお願いする場合があります。

※ 次の確認資料は、全て原本を提示または提出ください。

- 適用事業所台帳（雇用保険適用事業所設置届事業主控）
- 在宅勤務雇用実態証明書
- 入社と同時に在宅勤務者である場合⇒雇用保険被保険者資格取得届
- 取得済の従業員が在宅勤務者になった場合⇒
 - ・資格取得等確認通知書（事業主通知用）
 - ・資格喪失届（様式第4号）

お問い合わせは…



ハローワーク飯田橋（飯田橋公共職業安定所）

雇用保険得喪課

〒112-8577 東京都文京区後楽1-9-20 4階

電話：03-3812-8609(代)(部門コード22#)

FAX：03-3812-6138